平成２６年（フ）第１４７号
高知市大津乙876番地10　ロイヤルハイツ大津203号
債務者　福井美奈子
1　決定年月日時　平成26年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第２６号
岩手県胆沢郡金ケ崎町西根一の台45番地２　カーサパストラール102号室、前住所岩手県胆沢郡金ケ崎町西根大谷69番地　ベルシャトーⅢ201号室
債務者　村上　武浩
1　決定年月日時　平成26年５月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月23日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２６年（フ）第８９号
群馬県高崎市上中居町708番地２
債務者　林　　光良
1　決定年月日時　平成26年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月23日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第１９２号
埼玉県富士見市関沢３丁目41番５号　コーポ関沢102
債務者　佐々木かおり
1　決定年月日時　平成26年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月23日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第２２０号
埼玉県所沢市美原町２丁目2940番地の21　ＭＬハイツ美原201、前住所埼玉県所沢市東所沢３丁目30番地の３
債務者　渡邉　光芳
1　決定年月日時　平成26年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月23日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第１３９号
愛知県岡崎市樫山町字月秋６番地３
債務者　宮島　祐美
1　決定年月日時　平成26年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月23日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第３０７号
大阪府富田林市錦織北２丁目５番32号
債務者　中島ヒロこと　中島　圭江
1　決定年月日時　平成26年５月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第３１２号
大阪府羽曳野市古市２丁目12番19号
債務者　児島　真樹
1　決定年月日時　平成26年５月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１２８号
岡山県津山市勝部477－１イーストヒルズＡ102、住民票上の住所岡山県津山市上田邑2016番地７
債務者　水杉　明義
1　決定年月日時　平成26年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月23日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２６年（フ）第１３０号
盛岡市西青山３丁目39番48号　シティプラザ西青山Ｂ201号
債務者　上村　順子
1　決定年月日時　平成26年５月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月24日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第６２号
静岡県富士市川成島1017番地の４
債務者　橋口　　隆
1　決定年月日時　平成26年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月24日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第４２号
長崎県大村市古賀島町96番地１、前住所長崎県大村市古賀島町108番地１　山本借家４号棟
債務者　針尾　洋子
1　決定年月日時　平成26年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月24日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２６年（フ）第４４号
長崎県大村市久原１丁目1173番地１県営久原第２団地Ｂ棟201号、前住所長崎県大村市片町２番地　サロンドＲ内
債務者　山添　龍二
1　決定年月日時　平成26年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月24日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２６年（フ）第８８号
茨城県つくば市観音台１丁目35番地20　旭ルーミーつくば39番館103号
債務者　山内　暁美
1　決定年月日時　平成26年５月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月25日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２６年（フ）第３４号
熊本県玉名郡和水町用木532番地　南団地６棟１号
債務者　齊藤　美穂（旧姓入江）
1　決定年月日時　平成26年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月25日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２６年（フ）第３０７号
東京都調布市深大寺南町４丁目32番地１グランドール調布201
債務者　島田　夕子
1　決定年月日時　平成26年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月17日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部